

草加市教育委員会会議録

平成 2 8 年第 7 回定例会

平成 28 年草加市教育委員会第 7 回定例会

平成 28 年 7 月 28 日（木）午後 1 時 30 分から

草加市役所本庁舎教育委員会会議室（3 階）

○議 題

- | | |
|----------|--|
| 第 37 号議案 | 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」の現状変更等の許可申請書等に関する様式を定める規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第 38 号議案 | 草加市立小中学校通学区域審議会への諮問について |
| 第 28 号報告 | 職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第 29 号報告 | 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第 30 号報告 | 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について |
| 第 31 号報告 | 平成 28 年度埼玉県学力・学習状況調査の報告について |
-

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	井 出 健 治 郎
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子

○説明員

教育総務部長	今 井 規 雄
教育総務部副部長	三 浦 伸 治
教育総務部副部長	青 木 裕
総務企画課長	伊 藤 寿 夫
学 務 課 長	関 根 秀 一
指 導 課 長	中 村 常 雄
教育支援室長	山 根 明

生涯学習課長 石 川 敬 事

○事務局

書 記 飯 野 光 政
山 岸 亮

○傍聴人 1 人

午後 1 時 3 0 分 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、平成 2 8 年教育委員会第 7 回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

———— 前回会議録の朗読 ————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で前回会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件を含めまして、議案が 2 件、報告が 4 件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第 3 7 号議案 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」の現状変更等の許可申請書等に関する様式を定める規則の一部を改正する規則の制定について

○高木宏幸教育長 初めに、第 3 7 号議案について、生涯学習課長より説明させます。

○説明員 第 3 7 号議案、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」の現状変更等の許可申請書等に関する様式を定める規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由でございます。国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」の現状変更許可申

請の事務手続の円滑化を図るため、様式を見直すものでございます。

内容でございますが、第2条関係第6号様式の承諾書が不要となったため削除するものでございます。

その概要としまして、文化財保護法第125条に基づきます現状変更の許可申請の事務手続のうち、草加市教育委員会が許可権限を有する変更行為につきまして、規則として申請書等の様式を定めております。

様式のうち、第6号様式「承諾書」でございますが、許可申請者が所有者以外の者であるとき、現状変更行為に対する所有者の承諾を証明するもので、現状変更許可申請書に添付すべき書類の一つに規定されております。

しかしながら、現状変更に該当する行為の実施に当たりましては、事前に、都市公園法及び道路法に基づく使用（占用）許可申請を行い、市長より許可書の交付を受けております。

そのため、埼玉県生涯学習文化財課と協議したところ、これらの許可書をもって、承諾書の代用とすることがないことから、名勝指定地は全て市が所有する土地であり、市長以外の者が承諾書を作成することはございません。規則として承諾書の様式を定める必要がないことが判明したため、事務手続を円滑にするため所要の整備を行うものでございます。

なお、今後の現状変更許可申請の手続につきましては、事前協議を行った際に、申請者に対して口頭で説明いたします。

また、関係部局に対しても、職員掲示板により周知を図ってまいります。以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　提案理由ということでありますけれども、この現状変更とは、具体的にはどういうことが想定されるのでしょうか。

○説明員　国指定名勝「おくのほそ道の風景地　草加松原」における現状変更行為につきましては、テント等の仮設物を設置するイベント行為や、掘削を伴う開発工事を想定しております。

○村田悦一教育長職務代理者　第6号様式第2条関係で、承諾書が要らなくなるということですが、この承諾書の中に、「次のとおり、現状変更（保存に影響を及ぼす行為）を承諾します」と書いてあり、保存に影響を及ぼす行為をある意味で承諾しますというような読み取りにもなってしまうのですが、こういった点はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○説明員　指定地内で行われます行為が、名勝にどれくらいの影響を与えるかは個々の事例で異なります。そのため、事前協議をする中で、指定名勝に影響を及ぼさないよう協議すること

としております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第３７号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第３７号議案については、可決いたします。

◎第３８号議案 草加市立小中学校通学区域審議会への諮問について

○高木宏幸教育長 次に、第３８号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第３８号議案、草加市立小中学校通学区域審議会への諮問についてでございます。

草加市立小中学校通学区域審議会への諮問事項としましては、草加市立小中学校の望ましい通学区域の在り方についてということで、「（１）草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の明確化について」、「（２）松原団地駅西口周辺の再開発に伴う、近隣小中学校の通学区域の在り方について」でございます。

まず、諮問事項（１）でございます。草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準に則り、保護者の要望及び様々な事情を持つ児童生徒に対して指定学校の変更を許可しているところであります。

草加市では転居に伴う指定学校変更の許可期限が最長で卒業までとなっているため、転居後も引き続き同じ学校に通いたいとの申し出が保護者からあった場合、その都度検討しながら対応してまいりました。しかし、転居後も通学距離が長くなってしまう場合も、引き続き同じ学校に通いたいとの要望が多くあり、ご理解いただくことに苦労しているのが現状でございます。

また、変更許可理由の中にその他の理由として、地理的理由がございます。こちらは、本来であれば、身体に障害をお持ちの方で通学上の安全確保が著しく難しい場合に、指定学校の変更が認められるものでありますが、明確な表記がなく、住居から学校までの距離が近いという理由で指定学校の変更を希望する保護者が非常に多いのが現状でございます。

地理的理由によりお子様の入学時に指定学校の変更を希望される方や、転居時に近くの学校への転入を希望される保護者には、前に述べましたとおり、説明をさせていただいておりますが、ご理解いただくまでに時間がかかるのが現状でございます。

学務課としましては、地域で子どもたちを育てるという観点から、現在のお住まいの住所により指定されている学校に通学することが望ましいと考えております。

近隣の市の許可期限を見ましても、対象学年で許可期限を定め、学期末までとか、年度末までとして対応しているところが多くあります。保護者の皆様からも、もっと分かりやすい基準にさせていただきたいと、再三要望を受けている現状もありますので、今回、通学区域審議会に、草加市立小中学校指定学校の変更の許可に関する基準の見直しを検討していただき、許可基準及び許可期限の明確化をお願いしたいと考えております。

続きまして、諮問事項（２）についてでございます。

松原団地再開発地域につきましては、まだ明確に決まっているわけではありませんが、今後、C、D街区において大規模な開発が平成30年度から始まる予定です。

C街区は栄中学校の南側から獨協大学まで、D街区は草加かがやき特別支援学校の南側から松原小学校周辺までの地域で、一戸建てや集合住宅が建設されることが予想されております。今後、松原団地再開発地域の開発に伴い、児童生徒が大幅に増加することが予想されます。

既に栄小学校の学区につきましては平成27年度に検討し答申をいただきました。その答申には、新田小学校から栄小学校への選択可能地域を平成30年度入学児童より廃止することや、松原2丁目の一部を松原小学校の通学区域とするものでございました。

しかし、今後の再開発計画を考えると、児童生徒数の推移や状況、対策を踏まえ、近隣小中学校の学区の見直しも含め、検討をしなければならないと考えております。

以上の理由から、今後の児童生徒の動向や学校規模の推移、教室施設の過不足状況を考慮しながら、選択可能地域や学区そのものについて見直すことが必要であると考え、草加市立小中学校の望ましい通学区域の在り方について、諮問したいと考えます。以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　まず、諮問事項（１）についてという中の２段落目、「各学校の児童数に大きな偏りができてきている」という記述がありますが、この大きな偏りというのはどの程度をもって大きな偏りとしているのか、認識をお聞かせいただければと思います。

○説明員　一つの顕著な例といたしましては、川柳小学校なのですが、本来は青柳小学校が通学区域の児童が、距離的な理由や転居後も通える小学校に通学したいという理由で、そのままになっている児童たちが約100人程度おります。この約100人の児童が、そのまま指定校の青柳小学校に通学した場合、両校が大体、同じような均等の児童数になります。

○村田悦一教育長職務代理者　大体100人ぐらいというのが大きな偏りというお話でしたが、10人、20人の児童数であったとしても、本来であれば、行くところという認識があり

ますので、数の問題ではないわけですね。

○説明員 今申し上げたのは、一つの極端な例でございます。やはり10人、20人という数的なものではないのですが、やはり適切な指定された学校に行くというのが、まず、大前提でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 諮問事項（1）ですが、「1 諮問事項」では「許可に関する基準の明確化について」という表現になっていて、「3 諮問理由」では「基準の見直しについて」という表現で、「明確化」と「見直し」という言葉がここで使われております。先ほどの説明ですと、市民にとって分かりやすくすることが見直しになるのかなと思いますので、「基準の明確化について」を「基準の見直しについて」という表現にしてもいいと思うのですが、何か意味があるのでしたら、ご説明いただきたいです。

○説明員 参考資料にあります。許可基準ということで、大きな枠組みを設けております。その許可基準の見直し、特に距離的な、その他の理由と、許可期限を一度見直していただいて、明文化についても進められればと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 私はこの許可基準については、しっかり明確化されていると思います。この課題を見直していくということで、今も参考資料できちんと文書であるわけですから、基準は明確になっているのかなと思いますので「見直し」になるのかなと思います。

もう一つ、細かいところで、諮問事項（2）ですが、「1 諮問事項」では「松原団地駅西口周辺の再開発に伴う」となっていて、「3 諮問理由」では「松原団地再開発地域」という表現になっています。

西口周辺というと、松原団地の再開発も含めてのかなり広い地域になると思うのですが、具体的には松原団地の再開発のことであれば、ここは言葉を変えている意味があるのでしょうか。私は同じでもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○説明員 地域につきましては、どちらも同じ地域を指すということで、私どもは認識しております。ただ、「松原団地駅西口周辺の再開発」という文言につきましては、UR都市機構が事業名として使用していたというのもございます。前回の諮問も、この文言でございます。

今回、「松原団地再開発地域」にしたのは、新しい委員さんを委嘱させていただくにあたり、新しい委員さんにも具体的で分かりやすいようにということで、「松原団地再開発地域」とさせていただきます。

今回該当しますのが、C、D街区ですので、委員さんにより身近に感じていただきながら、2年間でこれからのよりよい通学区域というものを検討していただけたらと考え、この名称と

させていただきました。地域としては、大体、同じところを指しています。

○小澤尚久委員 通学区域については、この表だけだと分かりづらい保護者もいるのかなと思います。通学区域を地図で示したもののというのはございますか。

○説明員 はい。ございます。

○小澤尚久委員 基準からはずれてしまうのですが、そういった地図等も示した上で、ここのところの道路が横断に危ないから、こういうような学区になっていますよとか、具体的に説明して差し上げるといいかなと思いました。

○説明員 ありがとうございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第３８号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第３８号議案については、可決いたします。

◎第２８号報告 職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に教育長に対する事務委任規則第２条第３項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

それでは、第２８号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 第２８号報告、職員の人事に係る専決処理の報告についてでございます。

この案件は、本来であれば教育委員会の議決を経るべきところでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、平成２８年７月６日付け職員の人事について専決処理をさせていただきましたので、これを報告するものでございます。

内容につきましては、休職延長、主幹、１件でございます。なお、休職期間は、平成２８年９月２１日まででございます。説明については、以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第２８号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第２８号報告については、承認いたします。

◎第29号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に、第29号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 それでは、第29号報告、県費負担教職員の人事に係る専決処理についてご報告申し上げます。

育休復帰は、小学校教諭が1件。発令は、小学校産休代員が1件。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 1学期の間、今回の6月の人事報告、件数は非常に少ないように思います。これは担当課や各学校で教職員の健康管理等がしっかりとされているとか、安全衛生委員会で何か取り組まれて功を奏しているとか、何かあれば、お話しいただければと思います。

○説明員 各学校では、毎月「ふれあいデー」という日を設定しております。その日は会議を持たないとか、早く帰ろうということで設定している日です。

その他には、在校管理として、どれだけ学校の中にいるかという時間的な管理に取り組んでいます。また、市では、心の健康づくり指針というのを今年度定めましたので、メンタルヘルス的なことを中心に進めております。

今年度は、全教職員に対しまして、メンタルヘルスチェックを実施する予定です。

そういうところも含めまして、先生方の健康管理や負担軽減について考えながら進めているところでございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第29号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第29号報告については、承認いたします。

◎第30号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第30号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 第30号報告、草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

内容は、諮問事項（１）「障害があると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援」でございます。

はじめに、「１ 調査依頼人数」でございます。調査依頼人数、調査実施人数ともに３人でございます。その内訳は、小学校在籍児童１人、中学校在籍生徒２人でございます。

次に、「２ 障がいの種類の判断」でございます。「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」が２人、「情緒障害等」が１人でございます。

続きまして、「３ 障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援」でございます。障がいの種類で、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」となった２人が、「市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい」と判断されました。

また、「情緒障害等」となった１人が、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」と判断されました。

続きまして、特別な教育措置２をご覧ください。「通級による指導：ことば・きこえ」在学児童についてでございます。７月１日実施の第２回就学支援委員会の「ことば・きこえ」の調査依頼人数、調査実施人数ともに２人でございました。調査審議の結果、ことばに障がいがあると思われる児童は２人でございました。障がいの種類の判断は、２にございますとおり、構音障害が２人でございます。教育的支援につきましては、３にございますとおり、要観察が１人、要指導が１人でございます。報告は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 中学校の生徒さんで「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」と判断された生徒さんですが、この後、これを受けてどのような措置がされたのかということ、また、その前後の様子等を教えていただければと思います。

○説明員 このお子さんにつきましては、現在、通常学級で勉強しております。この子自身が通常学級で学ぶことがとてもつらいということを、保護者や先生に申し出ました。保護者もそれを受けまして、ぜひ特別支援学級で学ぶ機会を作ってほしいという依頼があったお子さんでございます。

これから先につきましては、実際に、いつ、どのタイミングで特別支援学級に移るのか、そ

こを今検討しております。

○小澤尚久委員 その検討によっては、途中からでも特別支援学級に移れることもあるということですね。

○説明員 はい、さようでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 今のお話で、1人は本人の申し出で、新学年になってから話があるということですが、通常であれば就学指導については前年度までにされているはずですが、残りの4人のお子さんの事情と、状況的にはどうなのでしょう。

○説明員 特別な教育措置1の3人につきましては、今、1人は通常学級のお子さんという説明をさせていただきました。残り2人のお子さんにつきましては、昨年度から継続した相談をしていたのですが、今年度に入り、親御さんが、特別支援ということを理解していただいた上で、ぜひそこを活用できればしたいという申し出があったご家庭でございます。

また、特別な教育措置2の「ことば・きこえ」につきましては、就学時に1件、保護者から依頼があったケースでございます。入学後も、継続して観察しておりましたが、スクリーニングにも上がりませんでした。しかし、親御さんがどうしても気になさるということなので、検討に上がったお子さんです。「ことば・きこえ」のもう1件につきましては、東京都からの転居でございます。以上でございます。

○加藤由美委員 学年を教えてください。

○説明員 まず、特別な教育措置1につきましては、児童が小学校5年生でございます。また、中学生2人につきましては、共に2年生でございます。

「ことば・きこえ」のお子さんにつきましては、1人が1年生でございます。転入されたお子さんが2年生でございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ、次の報告に移ります。

◎第31号報告 平成28年度埼玉県学力・学習状況調査の報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、本日追加提出いたしました第31号報告につきまして、指導課長より説明させます。

○説明員 第31号報告、平成28年度埼玉県学力・学習状況調査の結果につきましてご報告申し上げます。

「1 調査の概要」にございますように、埼玉県教育委員会では、平成28年4月14日木曜日に、県内小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒を対象に埼玉県学力・学習状況調

査を実施しました。この調査は、毎年の調査結果を比較して全体の傾向を探るとともに、児童生徒一人ひとりの学力を客観的データに基づいて分析し、学力をしっかりと伸ばそうとすることを目的としています。児童生徒にとっては、学力の伸びを確認するとともに学習意欲の向上に、学校にとっては、児童生徒の学力を伸ばした効果的な取組を確認することができるといわれています。

「2 調査内容」でございますが、「(1) 教科に関する調査」として、小学校4年生から6年生までが国語と算数、中学校1年生が国語と数学、中学校2年生と3年生が国語、数学、英語の3教科を行いました。また、「(2) 質問紙調査」として、学習意欲、生活習慣及び規範意識等に関する事項についても調査を行いました。

続きまして、埼玉県学力・学習状況調査正答率比較をご覧ください。この表は、各教科、各学年の草加市の平均正答率と埼玉県の平均正答率、そして、その比較及び比較の平均を掲載したものです。参考として、平成27年度調査の比較値も掲載しました。

小学校4年生、5年生、6年生の国語につきましては、それぞれ、県平均に0.2ポイント、0.7ポイント、0.9ポイント及びみせんでしたが、平成27年度に比べ、小学校4年生はその差を縮めております。同様に平均値の比較においても0.1ポイント差を縮めました。

中学校の国語につきましては、中学校2年生の正答率が県平均に達しました。中学校1年生につきましては、正答率の差が1.2ポイント下回っている状況でございました。

小学校算数及び中学校数学におきましては、小学校5年生、中学校1年生、2年生においては県平均との差はそれぞれマイナス1.7、マイナス2.0、マイナス1.6と開いている状況でございます。しかしながら、小学校4年生、6年生、中学校3年生が、県との比較において、昨年度に比べ差を縮めております。また、小学校算数及び中学校数学の平均の県との比較においては昨年度を上回っております。

英語につきましては、中学校3年生の平均正答率は、県を1.1ポイント上回っております。2年生も県平均にあと0.1ポイントという状況で、肉薄しております。中学校英語の平均においても、昨年度を上回っております。

全体といたしまして、右側の小学校、中学校の教科別の平均におきまして、小学校国語、算数、中学校数学、英語におきまして、昨年度と比べて上回っている状況でございます。

4ページからは、各学年、各教科の分類・区分別集計結果の表でございます。先ほどご説明しました各学年、各教科のさらに細かな区分の状況について、草加市の平均正答率と埼玉県の平均正答率及びその比較を掲載しております。また、平成27年度調査の比較値を表の右側に

掲載し、平成28年度結果との差を伸びの欄に表しております。平成27年度と比較して、数値が上回っている欄につきましては、網掛けをしております。

また、同集団における学力の伸びをグラフで示したものを掲載しています。埼玉県の実力・学習状況調査のねらいの一つに、児童生徒一人ひとりの学力が伸びていく様子をより明確に示すことができるというのがあり、このグラフは、埼玉県と草加市の児童生徒全体の学力の伸びの平均をグラフで示したものでございます。

学力調査問題において、県は、小学校4年生から中学校3年生までの全ての問題を分析し、難易度順に並べ、それぞれの問題に対する正答、誤答の状況に応じた学力を測定し、1年間の学習の成果を学力の伸びとして示しております。

5ページ、左下の小学校5年生国語の同集団における学力の伸びのグラフをご覧ください。昨年度は4年生で国語の学力調査を受けており、その時の学力結果で草加市の平均は5-A、15段階でした。今年度、5年生として国語の学力調査を受け、結果は、6-A、18段階となり、学力の伸びは3段階アップしたということが分かります。埼玉県の平均は4段階アップしているので、草加市の5年生は県の平均に比べると、学力の伸びは下回っているということが示されております。隣の6年生のグラフにおいては、草加市の平均と県の平均は同じ段階で、伸び率も同じということが分かります。

続きまして、小学校5年生算数においては、草加市の5年生は、この1年間で4段階学力が伸びており、県の3段階の伸びに比べ、伸び率は上回っている状況でございます。6年生の算数については、県と比べ、草加市の平均は1段階低い状況ですが、県も市も2段階伸びており、伸び率も同じ状況でございます。

続きまして、中学校国語においては、中学校1年生、2年生、3年生ともに草加市と県は同じ段階、同じ伸びという状況でございます。

中学校数学につきましては、草加市の中学校1年生は伸び率が県に比べ1段階下回っております。しかしながら、2年生、3年生においては、草加市の伸び率はそれぞれ1段階県を上回り、県と同じレベルに達しました。

中学校3年生の英語につきましては、草加市は県と伸び率は同じでございますが、レベルは1段階上回っている状況でございます。

なお、小学校4年生の国語と算数及び中学校2年生の英語につきましては、昨年度、この学力調査を受けていないので、学力の伸びを示すことはできません。中学校1年生につきましては、昨年度の小学校6年生のデータとの比較ができるので、学力の伸びが分かります。

今後、この分類、区分ごとの結果及び学力の伸びにつままして詳しく分析し、特徴的なもの、課題になるものにつまましてお示しできるようにしていきたいと思います。以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につままして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　埼玉県で、ここで全国初の調査であるという、一人ひとりの学力の伸びが分かるということですが、具体的には、一人ひとりにどのような形で、いつ、自分の学力の伸びを伝えていくのでしょうか。話では分かるのですが、具体的にはどのように子どもにそれが伝わっていくのかが見えにくいです。

○説明員　先ほどお示ししましたグラフ、これは市と県の平均ですけれども、これが個々のグラフになってございます。ですので、一人ひとりが自分は昨年はこのレベルだったのが、今年受けたらこれだけ伸びたということが、見た目で分かるというふうになって返されます。

いつという状況でございますけれども、先は、県から各学校にこの結果報告がなされましたので、各学校で色々工夫をしながら、児童生徒一人ひとりに、学力の伸びはこうですよと、励ますような表現で返却しております。

○村田悦一教育長職務代理者　そのレベルというのが、例えば、数字で19から20といっても、子どもにとって分かりやすいのか、どうなのかな。分かったようなつもりになってしまうのですが、その点について何か工夫はされているのですか。

○説明員　県のほうでも、この一人ひとりに渡す個票の中に、今のあなたの学力では、このような問題が今後解けるようになりますと、そういうことも記載されておりますので、学力の伸びをそれぞれが把握できるようになっております。

○宇田川久美子委員　これは草加市がということではないのですけど、この基準として、6－A（18）と書いてありますよね。何となくイメージとしては、AとCならAのほうが良いように思えて、7のCと比べて、6のAのほうが何となくいいような感じがするのですが、どうして、脇に18とか19という数字も使っているのに、1、2、3、4、5、6で、A、B、Cというような分け方をしているのでしょうか。

○説明員　県のほうで、この学力の基準というのを、まず、全て12段階に分けています。その1段階の中に、それぞれ、A、B、Cと、さらに細かく3段階に分けています。小学校4年生から始まる学力レベルということで、最後、中学校3年生までを段階掛ける3という形で表しておりますので、極端な例を言いますと、一番下は1－C、1段階、次が1－B、2段階、次が1－A、3段階、続いて2－C、4段階、このように学力の段階を示しております。

そこで、この小学校5年生の国語の例でいきますと、5-Aというのが平均値としてはここに示されて、6年生の時にはさらにその上になっていけば上がっているということが示されるようになっていきます。

○宇田川久美子委員 分かるのですが、子どもが見たときに分かりにくいような気がします。ここで言ってもしょうがないですけど、子どもにも開示されるのでしたら、何か分かりやすい表現はなかったのかなと思いました。

○高木宏幸教育長 それぞれ子どもたちには個票があって、そこに表の見方が書いてあって、もちろん担任はそれを説明します。また、保護者と一緒になってそれを見ながらどういうところに、例えば、同じ算数でも、この単元でいくと、ここはよかったけど、ここはそれほどよくなかったとか、昨年と比べると、5年生相当の学力でいくと、あなたは平均は行っていないけど学力の伸びは大きく伸びている、だから、頑張ったねと。

ともすると、県の平均に行っていないから、また行っていないの、行かないのとなるけれども、努力をした結果、グラフで表すと傾きが高いといえますか、そういう状態になっているということは、ああ、頑張ったのだねというような、そういう評価ができるようになっていきます。親子でも、あるいは教師と児童生徒の間でもやりとりをして、これまで1年間の学力の伸び、あるいは残念ながら学力の伸びには至らなかった、その辺を具体的にやりとりできます。

全国学力調査の結果が、この後、返ってきますけれども、あくまでも平均に対してどうかという数字で、昨年度とはどうかというのは、全国の場合は小学校6年生と中学校3年生しか対象でないで、前年度の力が把握できませんから、どれだけ伸びているかというのは分かりません。

しかし、県の学力調査は小学校4年生から中学校3年生までやりますので、翌年度の一段階上がった学年での伸びがはっきり分かって、そのことによって学力や学習意欲を高めるきっかけにもなるということを県としてはねらっているということでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 今、児童生徒一人ひとりの学力の伸びということで、当然、そこには期待値というか、例えば、小学校5年生ならこの辺がとか、そういうものは想定されているのでしょうか。

逆に言うと、学校として指導する側から見ると、いくら伸びる、伸びないというよりも、教えるべきことを教えないでいて、急に伸びても意味がないのかなと思うので、その辺のところは、最初の説明で、一人ひとりの伸びも分かるけれども、学校としての指導にどのようにこの調査を生かしていくのでしょうか。あくまでも一人ひとりの伸びだけなののでしょうか。

○説明員 やはり学校にもデータが届いていまして、学校平均値というものも示されています。そこで、1年間、学校が取り組んだ学力向上策等が、学校平均値としてどれだけ伸びたかが分かることによって分析ができるということにつながっていきます。各校、一人ひとりの伸びもそうですけれども、学校全体として各学校の取り組みとしても分析でき、それを今後の取組に生かせるというメリットはございます。

○加藤由美委員 平均なので、100の子もいれば10の子もいると思います。今日、私も記念体育館で跳び箱と鉄棒をちょっと指導したのですが、できない子、やりたくない子は、やっぱり話も聞かないです。気持ちも湧かないという子、そういう子たちをいかにやる気にさせて、上達させるかということが一番大事だと思いますので、個々に向き合い、ぜひそういう子たちにうまく声をかけて、やる気をぜひ出させてあげたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○小澤尚久委員 伸びを比較して頑張ったというのが見えるというのはすごくいいなと思うのですが、その中でも、中学校2年生あたりは、多少、前回と違って、英語の伸びというのが前年もそうですし、今年も見えるかなと思います。その中で、英語について特に、取組で効果のあった例だとか、そういったものというのとは何か、指導課としてはどのように考えているのでしょうか。

○説明員 学校訪問等で指導主事が訪問する中で、英語について教員に指導しております。そのような中で、コミュニケーション能力を重視して、英語でやりとりができる、そういうものを重視している学校というのは、英語についても親しみが湧きますので、英語に対する取組もよくなっているかなと感じております。

○高木宏幸教育長 三浦教育総務部副部長。

○説明員 補足をさせていただきます。草加市はALTを昨年度は13人、今年度は20人ですが、配置させていただく中で、特に小学校の英語に対する興味関心が、少なくとも英語嫌いをつくらない、英語が大好き、英語に興味ある、その状態で中学校にうまく連動している成果が一つ表れているのかな、そのようには分析はしております。以上でございます。

○小澤尚久委員 連携のその取組が実を結んできているのではないかという、そんなところですね。ぜひそれを他の教科にも共通部分を生かしていただければなと、そんなふうに思っています。ありがとうございます。

○井出健治郎委員 印象と、お願いになります。印象は、学力向上に取り組んでいるわりに、結果をぱっと見てしまうと、個人的には残念だなという印象です。詳細については、要因

分析とか、特徴とか、課題とか、今、おっしゃられたように今後分析されるということなので、そちらに期待をしたいなと思っておりますが、ぜひ、今日ご説明いただいた5ページなど、いわゆる同集団における学力、今までになかった、埼玉県でのこういう調査について、追跡調査をしたということを、ぜひ今回の分析には生かしていただいて、何か対応策を考えていただきたいと思います。これはお願いします。

○高木宏幸教育長　続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長　特にございません。

○高木宏幸教育長　その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

○教育総務部長　次回の教育委員会の日程でございますが、平成28年第8回定例会につきましては、8月18日木曜日、時間は午後1時30分から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長　それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後2時23分　閉会